

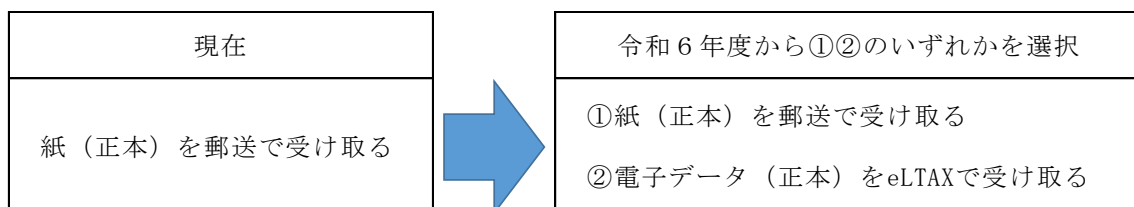
令和6年度からの特別徴収税額通知の電子化に関する変更点

特別徴収税額通知（**納税義務者用**）の電子データでの受取が可能になります。

令和6年度から、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者のうち、個々の納税義務者に対し特別徴収税額通知（納税義務者用）を電磁的方法（社内システム、メール等）で提供することができる体制を有する者は電子データでの受取を選択することにより、eLTAXを経由して特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受取が出来るようになります。

なお、電子データでの受取は選択制ですので、従来通り書面による受取も可能です。

○特別徴収税額通知（納税義務者用）



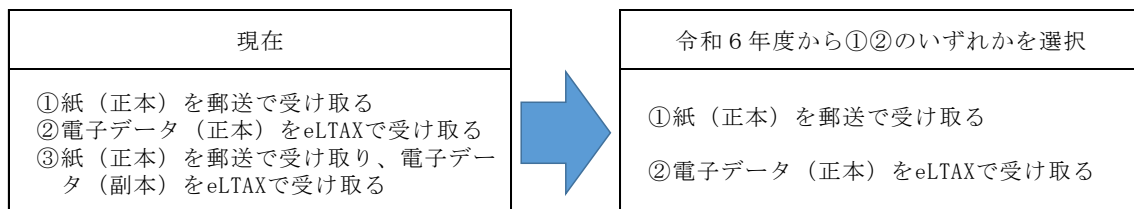
※電子データでの受取を希望される場合は、給与支払報告書の提出時にメールアドレスの設定や受給者番号の設定が必須となります。受給者番号には使用できない文字・文字列などがありますので、仕様を確認のうえで設定をお願いします。

※納税義務者用を電子データで受け取る選択をした場合、書面による通知はできませんのでご注意ください。

特別徴収税額通知（**特別徴収義務者用**）の電子データの受取が変更になります。

令和3年度税制改正により、令和6年度から特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）における電子データ（副本）の送付が廃止されます。

○特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）



※給与支払報告書を書面又は光ディスクなどで提出する特別徴収義務者については、電子データ（正本）での受取は選択できませんので、書面で送付します。電子データ（正本）での受取を希望される場合は、eLTAXにより給与支払報告書をご提出いただき、受取方法で「電子データ」を選択してください。